

平成24年3月15日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 竹田 正彦 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 三田村 緒佐武



占用許可申請に対する意見書

(野洲川運動公園)

平成23年6月29日付け国近整琵琶占調第13号にて意見照会の
ありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申い
たします。

占用許可申請施設の概要

施設 の 名 称	野洲川運動公園
場 所	栗東市出庭字外川原付近 (左岸9.690km~11.182km地点)
主 な 施 設	グラウンドゴルフ場、ローンプレイフィールド、芝グラウンド、 テニスコート、ソフトボール場、多目的広場、陸上競技場、駐車場
申 請 者	栗東市
占 用 面 積	34,794.36㎡

1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。設置前には堤外民地が公園内にあったことから、栗東市が用地買収を実施し、野洲川改修事業で残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。

占用施設は、グラウンドゴルフ場、ローンプレイフィールド、芝グラウンド、テニスコート、ソフトボール場、多目的広場、陸上競技場が設置されている。施設利用形態は、多目的広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、老若男女の利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。施設利用者数は、年間約5万5千人(平成22年度)でグラウンドゴルフ場の利用者が約3割と最も多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約400mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。

また、多目的広場の河川側には、高木の樹林帯が残されてるが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえ、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えている。

前回意見書(平成20年3月19日付け)において、「施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、野洲市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。」旨意見を付したところである。

前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考えている。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えている。

【占用許可期限の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考えている。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。
- ② 河川敷に設置された守山市、野洲市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。
- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。
- ⑤ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。

2. 検討の経緯

平成23年 6月29日		意見照会書の受理
平成23年 6月29日	委員会	占用許可施設の現地調査
平成23年 8月31日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 委員による占用許可施設の審議
平成23年10月12日	委員会	委員による占用許可施設の審議
平成23年12月14日	委員会	委員による占用許可施設の審議
平成24年 1月30日	委員会	委員による意見書（素案）の審議
平成24年 2月28日	委員会	委員による意見書（原案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成20年3月19日付け意見書

以 上

●少数意見

- ① 淀川水系河川整備計画では、河川敷利用施設は地域と川の関わりを踏まえながら、「縮小」していく事を基本とするが、自治体、利用者、地域住民等の意見を聞きながら判断することとする策定内容を重視すべきであろう。
- ② 行政等の主導によるトップダウン的な流域管理（河川利用施設）から流域住民、利用者によるボトムアップ的な流域管理（河川利用施設）といった流域ガバナンスが必要であろう。

平成24年3月15日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 竹田 正彦 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 三田村 緒佐



占用許可申請に対する意見書

(野洲川河川公園)

平成23年6月29日付け国近整琵琶調第13号にて意見照会の
ありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申い
たします。

占用許可申請施設の概要

施設の名称	野洲川河川公園
場 所	野洲市野洲地先～野洲市三上地先 (右岸8.254km～10.55km地点)
主 な 施 設	芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、 ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場、駐車場
申 請 者	野洲市
占 用 面 積	139,181.10㎡

1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場が設置されている。利用者からの要望により、平成5年度にゲートボール場の一部をグラウンドゴルフ場に変更、平成10年度にグラウンドゴルフ場を拡充、平成11年度にテニスコートの全面改修、ベンチの増設、高木の植栽を実施している。

施設利用形態は、芝生広場及び健康広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、老若男女の利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。施設利用者数は、年間約6万1千人（平成22年度）でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。

当該箇所は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはないと思われる。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえ、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考ええる。

前回意見書（平成20年3月19日付け）において、「施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。」旨意見を付したところである。

前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考ええる。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新が適当であると考ええる。

【占用許可期限の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考ええる。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。
- ② 河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。
- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。
- ⑤ 利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。

2. 検討の経緯

平成23年 6月29日		意見照会書の受理
平成23年 6月29日	委員会	占用許可施設の現地調査
平成23年 8月31日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 委員による占用許可施設の審議
平成23年10月12日	委員会	委員による占用許可施設の審議
平成23年12月14日	委員会	委員による占用許可施設の審議
平成24年 1月30日	委員会	委員による意見書（素案）の審議
平成24年 2月28日	委員会	委員による意見書（原案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成20年3月19日付け意見書

以上

●少数意見

- ① 淀川水系河川整備計画では、河川敷利用施設は地域と川の関わりを踏まえながら、「縮小」していく事を基本とするが、自治体、利用者、地域住民等の意見を聞きながら判断することとする策定内容を重視すべきであろう。
- ② 行政等の主導によるトップダウン的な流域管理（河川利用施設）から流域住民、利用者によるボトムアップ的な流域管理（河川利用施設）といった流域ガバナンスが必要であろう。

平成24年3月15日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 竹田 正彦 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 三田村 緒佐武



占用許可申請に対する意見書

(野洲川立入河川公園)

平成23年6月29日付け国近整琵琶調第13号にて意見照会の
ありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申い
たします。

占用許可申請施設の概要

施設 の 名 称	野洲川立入河川公園
場 所	守山市吉身5丁目字裏川原～守山市立入町川原 (左岸8.400km～9.690km地点)
主 な 施 設	グラウンドゴルフ場、多目的広場、芝生広場、クレイ広場、 バスケットボール場、散策広場、駐車場
申 請 者	守山市
占 用 面 積	100,035.55m ²

1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、平成3年3月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。

占用施設は、平成10年にグラウンドゴルフ場の設置、平成12年に多目的広場の設置、駐車場の整備が行なわれ現在の形態になっている。施設利用形態は、クレイ広場及び芝生広場が有料施設であり、グラウンドゴルフ場は無料施設であるため利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理委託業務により維持管理及び運営管理が行われており、老若男女の利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約5万人(平成22年度)でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と最も多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約500mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。

また、多目的広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえ、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えている。

前回意見書(平成20年3月19日付け)において、「施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善をされた。また、施設の縮小・廃止については野洲市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。」旨意見を付したところである。

前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考えている。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えている。

【占用許可期限の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考えている。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。
- ② 河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。
- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。
- ⑤ 循環式便所その他利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。

2. 検討の経緯

平成23年 6月29日		意見照会書の受理
平成23年 6月29日	委員会	占用許可施設の現地調査
平成23年 8月31日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 委員による占用許可施設の審議
平成23年10月12日	委員会	委員による占用許可施設の審議
平成23年12月14日	委員会	委員による占用許可施設の審議
平成24年 1月30日	委員会	委員による意見書（素案）の審議
平成24年 2月28日	委員会	委員による意見書（原案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成20年3月19日付け意見書

以 上

●少数意見

- ① 淀川水系河川整備計画では、河川敷利用施設は地域と川の関わりを踏まえながら、「縮小」していく事を基本とするが、自治体、利用者、地域住民等の意見を聞きながら判断することとする策定内容を重視すべきであろう。
- ② 行政等の主導によるトップダウン的な流域管理（河川利用施設）から流域住民、利用者によるボトムアップ的な流域管理（河川利用施設）といった流域ガバナンスが必要であろう。

平成26年2月5日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 塚原 隆夫 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 三田村 緒佐武



占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川改修記念公園)

平成25年9月4日付け国近整琵琶調第23号にて意見照会のありました以下の占用許可施設について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

施設 の 名 称	野洲川改修記念公園
場 所	守山市笠原町地先 (左岸 3.8 km 付近)
主 な 施 設	ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場
申 請 者	守山市
占 用 面 積	23,097.01m ²

記

1. 委員会としての判断・要望

占用許可申請施設は、旧野洲川南流における締切箇所ので防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帯上に設置されたものである。

主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。また、前回意見書（平成21年3月31日付け）の要望事項を受け、駐輪場・駐車場の敷地が確保された。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生息・生育環境の連続性を分断する恐れが少ないこと、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は妥当であると判断する。

【占用許可の更新に関連する要望事項】

- ①前回意見書（平成21年3月31日付け）で要望した駐輪場・駐車場の整備に関しては、当委員会へ報告がなされた検討結果に沿って、駐輪場・駐車場の確保が図られ改善が認められるが、利便性の向上を図るとともに基本理念に基づいた維持管理の検討を行うことを要望する。
- ②地元小学生の地域学習等の場としても利用されているが、さらに環境・防災教育の活動等にも活用するよう要望する。

2. 検討の経緯

平成25年	9月	4日	意見照会書の受理
平成25年	9月	4日	委員会 占用許可施設の現地調査、申請者・河川管理者による概要説明 河川管理者から占用許可申請説明書の説明
平成25年	10月	29日	委員会 委員による占用許可施設の審議
平成25年	12月	18日	委員会 委員による占用許可施設の審議
平成26年	1月	14日	委員会 委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成19年1月18日付け意見書
平成21年3月31日付け意見書

以上

平成26年 9月 1日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 塚原 隆夫 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之



占用許可申請に対する意見書
(野洲市・守山市 野洲川ふれあい広場)

平成26年7月22日付け国近整琵琶調第3号にて意見照会の
のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申い
たします。

占用許可申請の概要

名 称	野洲川ふれあい広場
場 所	守山市小島町字橋本地先から野洲市野洲字坂田地先まで (左岸 6.8k+50m~8.4k+50m 付近)
主 な 施 設	せせらぎ広場、ホテル広場、イベント広場、自由広場、多目的 的広場、健康広場
申 請 者	野洲市・守山市
占 用 面 積	57,461.66㎡

記

1. 委員会としての判断・要望

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場(せせらぎ水路)、ホタル広場(ホタル水路)、イベント広場、自由広場がある。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

なお、要望事項については引き続き真摯に対応をいただきたい。

【占用許可の更新に関連する要望事項】

- ① 身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。
- ② 施設利用者の意見を広く積極的に聴取するとともに、その反映に努められたい。
- ③ 「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討・改善されたい。また、野洲川の生態系にふれあえる形態についても今後検討されたい。
- ④ 「ホタル広場」におけるホタルの生育管理方法について検討・改善されたい。
- ⑤ 動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑥ 施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑦ 園路の舗装について、景観や自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑧ 施設利用者の安全確保について、さらなる配慮をされたい。
- ⑨ 高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

2. 検討の経緯

平成26年 7月22日
平成26年 7月22日

意見照会書の受理
第42回委員会

- ・施設の現地調査
- ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明
- ・委員による占用許可施設の審議
- ・委員による意見書(案)の審議

3. これまでに提出した意見書

平成21年10月23日付け意見書

以上

平成26年11月20日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 塚原 隆夫 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之



占用許可申請に対する意見書
(守山市 (仮称) 野洲川中洲地区河川公園)

平成26年7月22日付け国近整琵琶調第3号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

名 称	(仮称) 野洲川中洲地区河川公園
場 所	守山市幸津川町地先 (左岸 1.6k 付近～2.4k 付近)
主 な 施 設	自然環境保全・創出広場、自然体験交流広場、緑陰の広場、 駐車場、緩傾斜護岸
申 請 者	守山市
占 用 面 積	約3.05ha (予定)

1. 委員会としての判断・意見

「(仮称)野洲川中洲地区河川公園」は、守山市による「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」における地域の意見をもとに、「昔のように水遊びや水辺の散策などができる親しみのある野洲川の復活」、「野洲川の自然の地形を利用した誰もが安全に利用できる親水空間」を目的として計画された公園である。

主な施設としては、自然環境保全・創出広場、自然体験交流広場、緑陰の広場、駐車場、水辺に近づくことのできる緩やかな斜面の護岸の整備を予定している。

利用形態としては、野洲川の自然に親しむ自由利用のほか、地域活性化のための各イベントや小学校における環境教育の場等としての利用が予定されている。

自然環境保全・創出広場を設け、極力人の手を加えないこととし、また、それ以外の広場についてもより自然に近い形態とすることにより、河川環境への配慮が見られる構想であるが、環境への影響が明らかでない部分がある。

また、公園の安全管理、施設管理、維持管理のための具体的な計画について定められていない。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

本公園は、河川敷利用の基本理念である「川でなければできない利用、川に活かされた利用」および河川敷利用の基本方針に沿った目的であり、委員会の掲げる望ましい利用形態の例である「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」であると認められる。ただし、「自然環境保全・創出」について内容が具体的ではなく、また、現在は水辺に近づくことが容易であるものの、流路等の変化が生じた場合の利用のあり方について想定がなされていない。

これらのことから当委員会としては、以下のとおり意見を付すことにより、占用許可については妥当であると判断するものであるが、意見に対する実施状況について、平成29年度の委員会において、報告を求めることとする。

【占用許可に関連する意見】

- ① イベント及び自由利用についてさらなる促進を図り、利用状況を把握できるよう計画されたい。イベントにおいては守山市、主催者それぞれの対応義務を明確にすること、周辺の交通も含め参加者増対策を定めておくこと、利用者視点の共同利用のあり方について考えておくことが望まれる。
- ② 広場の表層等施設整備による環境への影響に配慮し、さらに継続的な監視をされたい。
- ③ 安全管理、施設管理、維持管理のための具体的な計画について、以下を踏まえ、早急に作成されたい。
 - (1) 砂州の形・高さの変化、水深の変化に対応した安全管理、施設管理。
 - (2) 川砂の採取、ゴミ投棄等の不法行為に対する監視等の対策。
 - (3) 低水路への斜路等、水辺付近における子ども、お年寄り、身体障がい者への安全対策。
 - (4) 継続的かつ適正な草刈等維持管理となるような、方法、頻度等。なお、地域と協働した維持管理となることが望まれる。
 - (5) 治水・環境上問題とならない自然環境保全・創出方法。
 - (6) 安全対策や利用上の注意について、子どもへの配慮をした看板、また広報への記載や小学校における周知。
- ④ 自然環境の創出と保全の違いを整理し、創出と保全の実現のために本公園にて実施される内容について明らかにされたい。
- ⑤ 砂州の形状や流路の変化が生じ、斜路を利用し水辺に近づくことが困難になることも想定される。その場合の利用のあり方について検討されたい。

⑥ 地元の理解、意見について、今後も継続して得るよう努めていただきたい。

2. 検討の経緯

平成26年 7月22日

意見照会書の受理

平成26年 8月28日

第43回委員会

・施設予定地の現地調査

・申請者による占用許可申請説明書の説明

平成26年 9月29日

第44回委員会

・委員による占用許可施設の審議

平成26年11月 5日

第45回委員会

・委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

なし

以上

平成27年 2月 5日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 塚原 隆夫 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之



占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川川田河川公園)

平成26年7月22日付け国近整琵琶調第3号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

名 称	野洲川川田河川公園
場 所	守山市川田町地先 (左岸 5.2k+50m~5.8k+80m 付近)
主 な 施 設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、グラウンドゴルフ場②、駐車場、坂路、管理道路
申 請 者	守山市
占 用 面 積	34,152.40㎡

記

1. 委員会としての判断・意見・要望

この公園は平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

設置当初の主な施設は多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであったが、平成22年10月より緑地広場1箇所をグラウンドゴルフ場に変更している。また今回、移動式トイレの増設を行う。

施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況についてはグラウンドゴルフを中心とした利用が活発に行われている。また、利用者による整備、維持管理も行き届いており、市民と行政との協働が図られている。

しかし、占用箇所は高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めて環境面を考えると、占用区間の距離が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから、それらに影響があると考えられる。

当委員会は、「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」に則り、当該施設の更新申請について審査を行った。その結果、当該施設はスポーツ施設等の本来河川敷以外での設置・利用が可能であるため、代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を行うべき施設と判断する。これについては前回意見書（平成22年10月12日付け）においても検討を行うよう意見を付したところである。これに対して検討は行いつつも、いずれも実行は困難であるとしており、改善されていない。

また、前回意見書で親水空間としての具体的な利用方法を検討するよう要望した点についても実行できていない。

これらのことから、当委員会は意見に対して適切な改善、実行がなされない限り占用許可の更新は妥当とは判断できないと考える。しかし、地域住民による利用が活発であり自主的な維持管理がなされていること、また地元からの存続の要望も高いことから、当面の占用許可の更新を行い、今後は下記に付す意見に対する実施が確実に行われることを期待する。

【占用許可期限の更新についての意見】

- ① スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を、引き続き検討し、実行すること。
- ② 上記意見の検討期間を2年とし、次回占用許可更新の際に、河川管理者は申請者による対応結果を当委員会へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ① 親水空間としての具体的な利用方法として、前回計画・意見にあった既設の護岸階段を利用した低水路へのアプローチについては、検討の余地はあると考えられることから、利用者の安全と環境の保全に配慮のうえ、引き続き検討されたい。
- ② 申請者及び河川管理者は、本意見書に付す意見について真摯に受け止め、「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態となるよう協働して改善されることを望む。

2. 検討の経緯

平成26年 7月22日
平成26年12月24日

意見照会書の受理
第46回委員会
・ 占用許可施設の現地調査
・ 河川管理者による占用許可申請説明書の説明
・ 委員による占用許可施設の審議
・ 委員による意見書（素案）の審議
第47回委員会
・ 委員による意見書（案）の審議

平成27年 1月27日

3. これまでに提出した意見書

平成19年 1月18日付け意見書
平成21年 3月31日付け意見書
平成22年10月12日付け意見書

以上

平成 28 年 2 月 10 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 山口 達也 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之

占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川立入河川公園)

平成 27 年 10 月 14 日付け国近整琵琶調第 15 号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

名 称	野洲川立入河川公園
場 所	守山市吉身 5 丁目字裏川原～守山市立入町字川原 (左岸 8.4 k ～ 9.6 k+90m)
主 な 施 設	散策広場、クレイ広場、芝生広場、バスケットコート、 グラウンドゴルフ場、グラウンド、駐車場
申 請 者	守山市
占 用 面 積	100,035.55 ^m ₂

記

1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、平成3年10月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。

占用施設は、散策広場、クレイ広場、芝生広場、バスケットコート、グラウンドゴルフ場、グラウンドが設置されている。施設利用形態は、クレイ広場及び芝生広場が有料施設であり、無料施設のうち利用者の多いグラウンドゴルフ場は利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理業務の委託により維持管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約4万6千人(平成26年度)でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と最も多い。

当該施設は、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっていない。

また、当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約350mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。

また、芝生広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

その他、駐車場をはじめとした舗装箇所や、公園に伴い設置された不自然な低木の植栽が多く見られ、特定外来生物の生育が確認されている。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えている。

前々回意見書(平成20年3月19日付け)及び前回意見書(平成24年3月15日付け)において、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組み等を求めてきたところである。

これらの意見書に対し、検討が一部進められているが、十分な改善は行われていない。

したがって、当委員会は、対象施設の占用許可の更新にあたっては、下記の意見を付して相当の期間内において改善が行われることを強く求めるものである。

【占用許可期限の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考えている。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。

- ② 河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。
- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講じること。
- ⑤ 川とのふれあいに関し、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。
- ⑥ 上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は、平成29年度の委員会において行うこと。

2. 検討の経緯

平成27年10月14日	意見照会書の受理
平成27年10月14日	第48回委員会 ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明 ・委員による占用許可申請施設の審議
平成28年 1月 6日	第49回委員会 ・委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成20年3月19日付け意見書
平成24年3月15日付け意見書

以上

平成 28 年 2 月 10 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 山口 達也 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之

占用許可申請に対する意見書
(野洲市 野洲川河川公園)

平成 27 年 10 月 14 日付け国近整琵琶占調第 15 号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

名 称	野洲川河川公園
場 所	野洲市野洲地先～野洲市三上地先 (右岸 8.2 k +54 m ～ 10.4 k +150m)
主 な 施 設	芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場、駐車場
申 請 者	野洲市
占 用 面 積	139,181.10㎡

記

1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月から野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場が設置されている。施設利用形態は、芝生広場及び健康広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約7万人（平成26年度）でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。

当該施設は、前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっていない。

当該箇所は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはないと思われる。

その他、駐車場をはじめとした舗装箇所や、公園に伴い設置された不自然な低木の植栽が多く見られ、特定外来生物の生育が確認されている。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考える。

前々回意見書（平成20年3月19日付け）及び前回意見書（平成24年3月15日付け）において、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組み等を求めてきたところである。

これらの意見書に対し、検討が一部進められているが、十分な改善は行われていない。

したがって、当委員会は、対象施設の占用許可の更新にあたっては、下記の意見を付して相当の期間内において改善が行われることを強く求めるものである。

【占用許可期限の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考える。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。
- ② 河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。

- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講じること。
- ⑤ 川とのふれあいに関し、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。
- ⑥ 上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は、平成29年度の委員会において行うこと。

2. 検討の経緯

平成27年10月14日	意見照会書の受理
平成27年10月14日	第48回委員会 ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明 ・委員による占用許可申請施設の審議
平成28年 1月 6日	第49回委員会 ・委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成20年3月19日付け意見書
平成24年3月15日付け意見書

以上

平成 28 年 2 月 10 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 山口 達也 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之

占用許可申請に対する意見書
(栗東市 野洲川運動公園)

平成 27 年 10 月 14 日付け国近整琵琶調第 15 号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

名 称	野洲川運動公園
場 所	栗東市出庭字外川原地先 (左岸 9.6 k +90 m ~ 11.0 k+182m)
主 な 施 設	グラウンドゴルフ場、芝生広場、テニスコート、 ソフトボール場、他目的広場、陸上競技場、駐車場
申 請 者	栗東市
占 用 面 積	34,794.36 m ²

記

1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月から野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。設置前には堤外民地が公園内にあったことから、栗東市が用地買収を実施し、野洲川改修事業で残された高木の樹林（河畔林）と一体として順次整備をしてきたものである。

占用施設は、グラウンドゴルフ場、芝生広場、テニスコート、ソフトボール場、多目的広場、陸上競技場が設置されている。施設利用形態は、多目的広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約7万2千人（平成26年度）でソフトボール場の利用者が約3割と最も多い。

当該施設は、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっていない。

また、当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約200mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。

また、多目的広場の河川側には、高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

その他、駐車場をはじめとした舗装箇所や、公園に伴い設置された不自然な低木の植栽が多く見られ、特定外来生物の生育が確認されている。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えている。

前々回意見書（平成20年3月19日付け）及び前回意見書（平成24年3月15日付け）において、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組み等を求めてきたところである。

これらの意見書に対し、検討が一部進められているが、十分な改善は行われていない。

したがって、当委員会は、対象施設の占用許可の更新にあたっては、下記の意見を付して相当の期間内において改善が行われることを強く求めるものである。

【占用許可期限の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考えている。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。
- ② 河川敷に設置された守山市、野洲市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。

- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講じること。
- ⑤ 川とのふれあいに関し、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。
- ⑥ 上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は、平成29年度の委員会において行うこと。

2. 検討の経緯

平成27年10月14日	意見照会書の受理
平成27年10月14日	第48回委員会 ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明 ・委員による占用許可申請施設の審議
平成28年 1月 6日	第49回委員会 ・委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成20年3月19日付け意見書
平成24年3月15日付け意見書

以上

平成29年12月21日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 水草 浩一 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之



占用許可申請に対する意見書
(野洲市・守山市 野洲川ふれあい広場)

平成29年9月12日付け国近整琵琶調第43号にて意見照
会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申
いたします。

占用許可申請の概要

名 称	野洲川ふれあい広場
場 所	守山市小島町字橋本地先から野洲市野洲字坂田地先まで (左岸 6.8k+50m~8.4k+50m 付近)
主 な 施 設	せせらぎ広場、ホタル広場、イベント広場、自由広場、多目的広場、健康広場、園路
申 請 者	野洲市・守山市
占 用 面 積	76,362.11㎡

1. 委員会としての判断・要望

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場、ホタル広場、イベント広場、自由広場がある。

せせらぎ広場及びホタル広場に整備されていたせせらぎ水路及びホタル水路については河川管理者と野洲市及び守山市間で協議が実施され、平成28年から29年にかけて撤去が行われた。また、河川管理者が整備した河川管理用通路を園路（ビワイチよりみちコース）として地域活性化及び健康増進に資するために平成29年8月に国から占用許可を受けている。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は小さいと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、特に新たに整備されたビワイチよりみちコースの利用状況も増加すると考えられ、今後更なる健康増進に寄与する可能性が期待でき、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

なお、従前からの要望事項については検討・改善が行われているものの一部引き続き検討が必要な事項もある。これらの検討については今回の新たな要望事項も含め、引き続き真摯に対応が行われることを求める。

【占用許可の更新に関連する要望事項】

- ① 身体障がい者用駐車スペースの確保に努められたい。また、今後ビワイチよりみちコースの駐輪場については、委員会による審査の判断を念頭におかれたい。
- ② 施設利用者の意見を広く積極的に聴取するとともに、その反映に引き続き努められたい。
- ③ 野洲川の生態系にふれあえる形態について今後検討されたい。
- ④ 動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、配慮するよう検討されたい。
- ⑤ 施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑥ 園路（ビワイチよりみちコース除く）の舗装について、景観や自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑦ 施設利用者の安全確保について、新たに整備されたビワイチよりみちコースでの歩行者の通行方法を含め、さらなる配慮をされたい。
- ⑧ 植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

2. 検討の経緯

平成29年 9月12日

意見照会書の受理
第50回委員会

- ・施設の現地調査
- ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明
- ・委員による占用許可施設の審議

平成29年11月28日

・委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成21年10月23日付け意見書

平成26年 9月 1日付け意見書

以上

平成30年12月27日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 水草 浩一 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之



占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川川田河川公園)

平成30年9月19日付け国近整琵琶調第23号にて意見照会の
のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申い
たします。

占用許可申請の概要

名 称	野洲川川田河川公園
場 所	守山市川田町地先 (左岸 5.2k+50m~5.8k+80m 付近)
主 な 施 設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、グラウンドゴ ルフ場②、駐車場、坂路
申 請 者	守山市
占 用 面 積	34,152.40㎡

記

1. 委員会としての判断・要望

野洲川川田河川公園は平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

設置当初の主な施設は多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであったが、平成22年10月より緑地広場1箇所をグラウンドゴルフ場に変更している。その後、平成27年4月にグラウンドゴルフ場付近に移動式トイレを増設する等、利用状況に合わせて工作物の追加、移動等の変更を行っている。また、平成29年より公園管理用通路がビワイチよりみちコースの一区間としてサイクリングに利活用されている。

施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況についてはグラウンドゴルフを中心とした利用が活発に行われていると同時に、利用者による整備、維持管理も行き届いており、市民と行政との協働が図られている。

また、最近では親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されている。

しかし、占用箇所は高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めて環境面を考えると、占用区間の距離が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから、それらに影響があると考えられる。

一方、河道内に施設が設置され適正な維持管理が行われていることは、樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものと判断する。

当委員会は、「河川敷利用の基本理念・基本方針」に則り、当該施設の更新申請について審査を行った。その結果、当該施設はスポーツ施設等の本来河川敷以外での設置・利用が可能なものであるため、代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を行うべきと判断する。これについては前回意見書（平成27年2月5日付け）においても検討を行うよう意見を付したところである。これに対して検討は行いつつも、いずれも実行は困難であるとしており改善されていない。

また、前回意見書で親水空間としての具体的な利用方法を検討するよう要望した点についても実行できていない。しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。

これらのことから、当委員会は意見に対して適切な改善、実行がなされない限り占用許可の更新は本来妥当でないと考えるものの、治水面では樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものであること、利用面では地域住民による利用が活発であり自主的な維持管理が行われていることや地元からの存続の要望も高いことから、当面の占用許可の更新を行うこととする。今後は下記に付す意見に対する実施が確実に行われることを期待する。

【占用許可期限の更新についての意見】

- ① スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を、引き続き検討し、実行すること。
- ② 上記意見の検討期間を2年とし、河川管理者は申請者による対応結果を当委員会へ報告すること。なお、対応結果の報告は2021年度の委員会において行うこと。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ① 親水空間としての具体的な利用方法について、利用者の安全と環境の保全に配慮のうえ、引き続き検討されたい。なお、前回までの計画・意見にあった既設の護岸階段を利用した低水路へのアプローチについては、引き続き検討の余地はあるものの、親水

- 空間としての具体的な利用方法であれば、これ以外であっても否定するものではない。
- ② 申請者及び河川管理者は、本意見書に付す意見について真摯に受けとめ、「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態となるよう引き続き協働して改善されることを望む。

2. 検討の経緯

平成30年 9月19日

諮問文書の受理

第52回委員会

- ・施設の現地調査
- ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明
- ・委員による更新申請に係る審議

平成30年12月 4日

第53回委員会

- ・委員による更新申請に係る審議
- ・委員による意見書(案)の審議

3. これまでに提出した意見書

平成19年 1月18日付け意見書

平成21年 3月31日付け意見書

平成22年10月12日付け意見書

平成27年 2月 5日付け意見書

以 上